奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政会

内 閣 は、 独 立行: 政法人に 係る改革を推 進す る た め  $\mathcal{O}$ 玉 土 交通省関係法律 :の整備) に関する法律 (平成二十七

年 法 律 第四 十八号) *Ø*)
<u>→</u> 部  $\mathcal{O}$ 施 行 に伴 V) ک  $\mathcal{O}$ 政令 を 制 定する。

奄 美 群 島 振 興 開 発 特 別 措 置 法 施 行 令 昭昭 和二十 九 年 政 令第二百三十九号)  $\mathcal{O}$ 部 を次のように改正 する。

第八 条 中 第 五. + 条第三号」 を 「第 五. 十二条第三号」 に 改 80 る。

第 九 条中 第 五. + 条 第 項」 を 第 五 十三条第一 項」 に 改  $\Diamond$ る。

第十条第 項及 び 第二 項 並びに第十一 条中 「第五 十二条第 項」 を 「 第 五. 十四条第一 項」 に改める。

第二十三条第 項 中 「第五 十三条第 項」 を 「第五 十五条第 項」 に改める。

附 則 第七 項 中 附 三則第六 項」 を 州 ]則第七 項 に 改 8 る。

附 則 第 八 項 中 附 則第 五. 項」 を 州 則 第 六 項 に 改 8 る。

附則第十一項中「附則第九項」を「附則第十項」に改める。

附 則

条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

奄美群島振 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一 興開 発特別措置法施行令につい て所要の 規定 の整理を行う必要があるからである。 部の施行に伴い、